

ユーザーサポートプラン利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(規約の目的)

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)(以下「当社」といいます。)は、この「ユーザーサポートプラン利用規約」(以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき「ユーザーサポートプラン」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスに関わる契約者(以下「契約者」といいます。)は本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲、変更)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が必要に応じて契約者に通知、又は当社のホームページ

(<https://service.ocn.ne.jp/option/support/user-support/index.html>) などにて公表する本サービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。

3 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWeb サイト上 (<https://www.nttr.co.jp/corporate/agreement.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。なお、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

4 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(定義)

(規約の目的)

第1条 [株式会社NTTドコモ](#)(以下「当社」といいます。)は、この「ユーザーサポートプラン利用規約」(以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき「ユーザーサポートプラン」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスに関わる契約者(以下「契約者」といいます。)は本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲、変更)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が必要に応じて契約者に通知、又は当社のホームページ

(<https://service.ocn.ne.jp/option/support/user-support/index.html>) などにて公表する本サービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。

3 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWeb サイト上 (https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html) への掲載その他の適切な方法により周知します。なお、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

4 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(定義)

第3条 本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用を希望する者。
契約者	当社と本契約を締結している者。
本サービス	契約者の指定する場所に作業者を派遣し、現地でパソコンの設定、インターネット接続設定、ソフトウェア設定等を行うサービス。
請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT レゾナント ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第4条～第13条（略）

（料金）

第14条 本サービスの料金は、別紙に定める通りとします。

2 契約者は、本サービスの利用料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。

3 1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

第3条 本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用を希望する者。
契約者	当社と本契約を締結している者。
本サービス	契約者の指定する場所に作業者を派遣し、現地でパソコンの設定、インターネット接続設定、ソフトウェア設定等を行うサービス。
請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT ドコモ のOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第4条～第13条（略）

（料金）

第14条 本サービスの料金は、別紙に定める通りとします。

2 契約者は、本サービスの利用料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。

3 1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料

	<p>金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。</p>
<p>第15条～第16条 (略)</p>	<p>第15条～第16条 (略)</p>
<p>(債権の譲渡)</p> <p>第17条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの利用料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>	<p>(債権の譲渡)</p> <p>第17条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの利用料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>
<p>第18条～第23条 (略)</p>	<p>第18条～第23条 (略)</p>
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第24条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条では「個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のWebサイト上（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から開示の請求があったときは、原則として開示します。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第24条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条では「個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のWebサイト上（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から開示の請求があったときは、原則として開示します。</p>

<p>3 契約者は、前項の請求を行い、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社の Web サイト上（https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/）に定める手数料の支払いを要します。</p>	<p>3 契約者は、前項の請求を行い、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社の Web サイト上（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）に定める手数料の支払いを要します。</p>				
<p>第25条～第26条（略）</p>	<p>第25条～第26条（略）</p>				
	<p>附 則（令和 5 年 6 月 15 日 レバN第009600000741-01号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。 （吸収合併に伴う取り扱いについて）</p> <p>2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄のプライバシーポリシー（以下「旧プライバシーポリシー」といいます。） の規定により締結し、令和 5 年 5 月 1 5 日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 938 2141 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 938 1637 1002">旧規約</th> <th data-bbox="1637 938 2141 1002">新規約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1002 1637 1059">ユーザサポートプラン利用規約</td> <td data-bbox="1637 1002 2141 1059">ユーザサポートプラン利用規約</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含みます。）については、当社に承継されたこの附則 2 の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。</p> <p>(1)品目及び通信又は保守の態様による細目等 (2)期間(最低利用期間を含みます。)に係る起算日 (3)付加機能 (4)付帯サービス</p>	旧規約	新規約	ユーザサポートプラン利用規約	ユーザサポートプラン利用規約
旧規約	新規約				
ユーザサポートプラン利用規約	ユーザサポートプラン利用規約				

	<p><u>(5)その他旧約款に基づくサービス提供条件</u></p> <p><u>4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。</u></p>
別紙 1 (略)	別紙 1 (略)